

公 示

公 示 第 4 号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年7月1日付け公示第14号）
を別紙のとおり一部改正する。

令和8年4月24日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第14号</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成14年7月1日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>附 則（平成14年7月1日付け公示第14号） （略） 附 則（令和5年6月30日付け公示第25号で一部改正） 改正後の規定は、令和5年7月1日以降に処分するものから適用する。 附 則（令和6年12月24日付け公示第61号で一部改正） 改正後の規定は、令和6年12月24日以降に処分するものから適用する。</p> <p><u>附 則（令和8年4月24日付け公示第4号で一部改正）</u> <u>改正後の規定は、令和8年4月24日以降に処分するものから適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第14号</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成14年7月1日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>附 則（平成14年7月1日付け公示第14号） （略） 附 則（令和5年6月30日付け公示第25号で一部改正） 改正後の規定は、令和5年7月1日以降に処分するものから適用する。 附 則（令和6年12月24日付け公示第61号で一部改正） 改正後の規定は、令和6年12月24日以降に処分するものから適用する。</p>

別表

車種区分：三区分

運賃適用地域：新潟地区（旧新潟県A地区及び旧新潟県B地区）、長野地区（旧長野県A地区及び旧長野県B地区）、富山地区、石川地区

（略）

別表

車種区分：三区分

運賃適用地域：新潟地区（旧新潟県A地区及び旧新潟県B地区）、長野地区（旧長野県A地区及び旧長野県B地区）、富山地区、石川地区（旧金沢地区及び旧石川地区）

（略）